

瀬戸市公共施設敷地内禁煙実施に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 13 号

瀬戸市公共施設敷地内禁煙実施に伴う関係規則の整理に関する規則（瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年瀬戸市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入館者の遵守事項）</p> <p>第 2 条 瀬戸市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>— <u>資料館の施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</u></p> <p>— 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>	<p>（入館者の遵守事項）</p> <p>第 2 条 瀬戸市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>— 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>

（瀬戸市新世紀工芸館条例施行規則の一部改正）

第2条 瀬戸市新世紀工芸館条例施行規則（平成11年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入館者及び利用者の遵守事項）</p> <p>第12条 工芸館に入館した者（以下「入館者」という。）及び使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>— <u>工芸館の建物内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</u></p> <p>— 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>	<p>（入館者及び利用者の遵守事項）</p> <p>第12条 工芸館に入館した者（以下「入館者」という。）及び使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>— 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>

（瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例施行規則の一部改正）

第3条 瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例施行規則（平成18年瀬戸市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入館者の遵守事項）</p> <p>第3条 伝承工芸館に入館した者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>— <u>伝承工芸館の建物内及びその敷地内におい</u></p>	<p>（入館者の遵守事項）</p> <p>第3条 伝承工芸館に入館した者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p>

<u>て喫煙をしないこと。</u> — 所定の場所以外の場所において火気を使用 しないこと。 — <省略> — <省略> — <省略> — <省略>	— 所定の場所以外の場所において喫煙し、又 <u>は火気を使用しないこと。</u> — <省略> — <省略> — <省略> — <省略>
--	--

( 瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則の一部改正 )

第 4 条 瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則 ( 平成 1 5  
年瀬戸市規則第 7 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
( 入館者及び使用者の遵守事項 ) 第 1 3 条 センターに入館した者 ( 以下「入館 者」という。 ) 及び使用者は、次に掲げる事項 を守らなければならない。 — <u>センターの建物内及びその敷地内において</u> <u>喫煙をしないこと。</u> — 所定の場所以外の場所において火気を使用 しないこと。 — <省略> — <省略> — <省略> — <省略>	( 入館者及び使用者の遵守事項 ) 第 1 3 条 センターに入館した者 ( 以下「入館 者」という。 ) 及び使用者は、次に掲げる事項 を守らなければならない。 — 所定の場所以外の場所において喫煙し、又 <u>は火気を使用しないこと。</u> — <省略> — <省略> — <省略> — <省略>

( パルティせと市民交流センター条例施行規則の一部改正 )

第 5 条 パルティせと市民交流センター条例施行規則 ( 平成 1 7 年瀬戸市  
規則第 3 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入場者及び使用者の遵守事項)</p> <p>第13条 市民交流センターに入館した者(以下「入館者」という。)及び使用者は、次の掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>— <u>市民交流センターの施設内において喫煙をしないこと。</u></p> <p>— 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>	<p>(入場者及び使用者の遵守事項)</p> <p>第13条 市民交流センターに入館した者(以下「入館者」という。)及び使用者は、次の掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>— <u>所定の場所以外の場所において喫煙し、又は火気を使用しないこと。</u></p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>

( 瀬戸市勤労青少年ホーム管理規則の一部改正 )

第6条 瀬戸市勤労青少年ホーム管理規則(昭和48年瀬戸市規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者の<u>遵守事項</u>)</p> <p>第8条 勤労青少年ホームの利用者(以下「利用者」という。)は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>及び &lt;省略&gt;</p> <p>— <u>勤労青少年ホーム内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</u></p> <p>— 所定の場所以外の場所において火気を使用</p>	<p>(利用者の<u>順守事項</u>)</p> <p>第8条 勤労青少年ホームの利用者(以下「利用者」という。)は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>及び &lt;省略&gt;</p> <p>— 所定の場所以外で喫煙し、または火気を使</p>

しないこと。 __ <省略> __ <省略> __ 許可を受けないで印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。 __ <省略> __ 利用した設備及び備品類は、原状に回復して整理すること。 __ <省略>	用しないこと。 __ <省略> __ <省略> __ 許可を受けないで印刷物等を掲示し、または配布しないこと。 __ <省略> __ 利用した設備および備品類は、原状に回復して整理すること。 __ <省略>
--	---

( 瀬戸市ノベルティ・こども創造館条例施行規則の一部改正 )

第7条 瀬戸市ノベルティ・こども創造館条例施行規則(平成15年瀬戸市規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第4条 創造館を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>__ <u>創造館の施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</u></p> <p>__ 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。</p> <p>__ &lt;省略&gt;</p> <p>__ &lt;省略&gt;</p> <p>__ &lt;省略&gt;</p> <p>__ &lt;省略&gt;</p>	<p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第4条 創造館を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>__ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>__ &lt;省略&gt;</p> <p>__ &lt;省略&gt;</p> <p>__ &lt;省略&gt;</p> <p>__ &lt;省略&gt;</p>

( 瀬戸市自然児童遊園の管理及び運営に関する規則の一部改正 )

第8条 瀬戸市自然児童遊園の管理及び運営に関する規則(昭和51年瀬

戸市規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者の<u>遵守事項</u>)</p> <p>第4条 自然児童遊園の利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>    から まで &lt;省略&gt;</p> <p>    — <u>施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</u></p> <p>    — 所定の場所<u>以外</u>の場所において火気を使用しないこと。</p> <p>    — &lt;省略&gt;</p> <p>    — &lt;省略&gt;</p> <p>    — &lt;省略&gt;</p>	<p>(利用者の<u>順守事項</u>)</p> <p>第4条 自然児童遊園の利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>    から まで &lt;省略&gt;</p> <p>    — 所定の場所<u>以外</u>で喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>    — &lt;省略&gt;</p> <p>    — &lt;省略&gt;</p> <p>    — &lt;省略&gt;</p>

(せとっ子ファミリー交流館条例施行規則の一部改正)

第9条 せとっ子ファミリー交流館条例施行規則(平成18年瀬戸市規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者の<u>遵守事項</u>)</p> <p>第8条 ファミリー交流館を利用するもの(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>    — <u>ファミリー交流館の施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</u></p> <p>    — 所定の場所<u>以外</u>の場所において火気を使用しないこと。</p>	<p>(利用者の<u>遵守事項</u>)</p> <p>第8条 ファミリー交流館を利用するもの(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>    — 所定の場所<u>以外</u>の場所において喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p>

— <省略>	— <省略>

( 瀬戸市福祉保健センター条例施行規則の一部改正 )

第 10 条 瀬戸市福祉保健センター条例施行規則 ( 平成 5 年瀬戸市規則第 7 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>( 利用者の遵守事項 )</p> <p>第 5 条 福祉保健センターの利用の許可を受けた者 ( 以下「利用者」という。 ) は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>— <u>福祉保健センターの施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</u></p> <p>— 所定の場所以外の場所において飲食し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>	<p>( 利用者の遵守事項 )</p> <p>第 5 条 福祉保健センターの利用の許可を受けた者 ( 以下「利用者」という。 ) は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>— 所定の場所以外の場所において飲食し、<u>喫煙し</u>、又は火気を使用しないこと。</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>

( 瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正 )

第 11 条 瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例施行規則 ( 昭和 49 年瀬戸市規則第 28 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者の<u>遵守事項</u>)</p> <p>第7条 老人憩いの家を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>— <u>施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</u></p> <p>— <u>所定の場所以外</u>の場所において火気を使用しないこと。</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>	<p>(利用者の<u>順守事項</u>)</p> <p>第7条 老人憩いの家を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>— <u>所定の場所以外</u>で喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p>

(瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和51年瀬戸市規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者の<u>遵守事項</u>)</p> <p>第4条 コミュニティセンターの利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>— <u>施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</u></p> <p>— <u>所定の場所以外</u>の場所において火気を使用しないこと。</p>	<p>(利用者の<u>順守事項</u>)</p> <p>第4条 コミュニティセンターの利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>— <u>所定の場所以外</u>で喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p>

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— <省略>

## 附 則

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。